

# 令和6年度 水質検査計画

ひたちなか市水道事業所

## 目 次

1	基本方針	2
2	水道事業の概要	2
3	採水箇所	3
4	水質検査項目及び検査頻度	4
5	水道水中の放射性物質への対応	5
6	臨時の水質検査	5
7	水質検査の方法	5
8	水質検査の測定精度と信頼性保証	5
9	水質検査計画及び水質検査結果の公表	6
10	水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し	6
11	関係機関との連携	6
	別紙 検査①～⑦	7～11

## 1 基本方針

ひたちなか市水道事業所では、「災害に強く安全でおいしい水の安定供給」を基本理念として、水道水の安全性を確保していくために、水道法令等に基づいた水質検査を行います。

- (1) 検査は、水道水（浄水）をはじめ、より安全を期すため、水源（原水）と浄水場の処理工程水についても行います。  
採水箇所については「3 採水箇所」のとおりです。
- (2) 検査項目は、水道法により検査が義務付けられている水質基準項目に加えて、水質管理上留意すべきものとされている水質管理目標設定項目等です。
- (3) 検査頻度は、水道法で義務付けられている頻度を基本とし、水源の種類、検査する項目のこれまでの水質検査結果状況などを考慮して定めます。

(2)(3)については「4 水質検査項目及び検査頻度」及び「別表」のとおりです。

## 2 水道事業の概要

本市の水道水は、勝田地区においては那珂川表流水、那珂湊地区においては地下水を主な水源としています。また、水道用水供給事業者である茨城県中央広域水道用水供給事業から水道水を受水し、3水源体制で市内全域に安定供給しています。いずれの水源も比較的安定した良好な水質を保っており、これまでに配水した水道水は全て水道法の水質基準に適合しています。

また、市内へ水道水を供給する配水施設は「上坪浄水場」、「馬渡配水場」、「上ヶ砂配水場」の3箇所となっています。

### (1) 給水状況（令和4年度末現在）

ア 行政区域内人口	155,114人
イ 給水人口	151,642人
ウ 普及率	97.8%
エ 1日最大給水量	54,263m <sup>3</sup>

### (2) 勝田地区浄配水施設概要

ア 施設名	上坪浄水場
イ 所在地	ひたちなか市大字市毛字上坪676番地1
ウ 水源	那珂川表流水
エ 浄水能力	38,200m <sup>3</sup> /日
オ 処理方式	凝集沈澱→急速ろ過→塩素消毒

### (3) 那珂湊地区浄配水施設概要

ア 施設名	上ヶ砂配水場
イ 所在地	ひたちなか市阿字ヶ浦町1552番地1
ウ 水源	地下水及び県水
エ 浄水能力（地下水）	9,800m <sup>3</sup> /日
オ 処理方式（地下水）	塩素消毒→ろ過

### 3 採水箇所

#### (1) 水道水（浄水）

上坪浄水場給水栓及び各配水系統の多項目監視装置設置3箇所から採水します。

配水系統名	採水箇所
上坪浄水場配水系	上坪浄水場給水栓（水質試験室 浄水蛇口） 多項目監視装置（高場地内佐野コミュニティセンター）
馬渡配水場配水系	多項目監視装置（長砂地内長砂転作推進センター）
上ヶ砂配水場配水系	多項目監視装置（和田町地内漁村センター）

#### (2) 原水

上坪浄水場着水井，深井戸12箇所及び上ヶ砂配水場着水井から採水します。

水 源	採水箇所
那珂川	上坪浄水場着水井（水質試験室 原水蛇口）
地下水	深井戸（2号，8号，9号，10号，12号，13号，14号 15号，16号，17号，18号，19号） 上ヶ砂配水場 着水井

※原水の水質は，浄水処理及び浄水自体にも影響を及ぼす可能性があるため，定期的に検査します。主な原水汚染要因及び水質管理上注意する項目は次のとおりです。

水 源	原水汚染要因	水質管理上注意する項目
那珂川	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 降雨による濁り</li> <li>・ 農薬の流入</li> <li>・ 濁水による塩分遡上</li> <li>・ 藍藻類の異常繁殖等による臭い物質の増加</li> <li>・ 水質汚染事故等による化学物質，糞尿の流入等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 濁度</li> <li>・ 農薬類</li> <li>・ 塩化物イオン</li> <li>・ ジェオスミン</li> <li>・ 2-メチルイソボルネオール</li> <li>・ 油類，ホウ素，原虫等</li> </ul>
地下水	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地質由来によるもの</li> <li>・ 農薬の浸透</li> <li>・ 帯水層（浅部）水の浸透</li> <li>・ 水質汚染事故等による化学物質の浸透</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ マンガン</li> <li>・ 農薬類</li> <li>・ 一般細菌，大腸菌</li> <li>・ ホウ素</li> </ul>

#### (3) 処理工程水

上坪浄水場の浄水処理設備から採水します。

配水系統名	採水箇所
上坪浄水場配水系	上坪浄水場沈殿池流出管（水質試験室 処理水蛇口） 上坪浄水場ろ過池浄水渠（水質試験室 ろ過水蛇口）

#### 4 水質検査項目及び検査頻度

(1) 法令で検査が義務付けされている項目

検査対象	【根拠法令等】 水質検査項目等	検査箇所	検査頻度	実施形態	検査番号 (別表参照)
浄水	【水道法第20条及び同規則第15条第1項第1号イ】 ○水質基準項目3項目（色度，濁度，残留塩素） 上坪浄水場給水栓における水道水を検査及び確認。 市内各配水系統管末給水栓3箇所における水道水を監視装置により常時監視。	上坪浄水場	毎日	職員	検査①
		多項目監視装置3箇所	常時	監視装置	検査②
	【水道法第20条及び同規則第15条第1項第1号ロ等】 ○水質基準項目51項目及び残留塩素等4項目（※） 検査頻度は水道法施行規則第15条各号により項目毎に決定し，毎月又は隔月の検査を行う。  ※残留塩素等4項目 残留塩素，水温，アルカリ度，アンモニア態窒素	上坪浄水場及び多項目監視装置3箇所	毎月隔月	委託	検査③

(2) 通達等により検査が必要と判断した項目

検査対象	【根拠法令等】 水質検査項目等	検査箇所	検査頻度	実施形態	検査番号 (別表参照)
原水	【H15. 10. 10健水発第1010001号水道課長通知】 ○水質基準項目39項目及び水温等4項目（※） すべての水源の原水について，水質基準項目（但し，消毒副生成物及び味を除く）を検査する。  ※水温等4項目 水温，アンモニア態窒素，アルカリ度，全リン	上坪浄水場 上ヶ砂配水場 深井戸12井	毎月 各月 半年	委託	検査④
原水 浄水	【H15. 10. 10健水発第1010001号水道課長通知】 ○水質管理目標設定項目25項目 水質管理上留意され，水質基準項目に準じた検査が求められる項目。但し，農薬類，PFOS・PFOAのみ年1回とする。	上坪浄水場 上ヶ砂配水場 深井戸12井	半年		検査⑤
	【H19. 3. 30健水発第0330005号水道課長通知】 ○クリプトスポリジウム原虫2項目 クリプトスポリジウム，ジアルジア ○クリプトスポリジウム指標菌2項目 大腸菌，嫌気性芽胞菌	上坪浄水場 上ヶ砂配水場	四半期  毎月		
	【H23. 3. 19健水発0319第1号等水道課長通知】 ○放射性ヨウ素，・放射性セシウム 東日本大震災に伴う東電福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中の放射性物質の対応。	上坪浄水場 <small>(原水が河川水；毎月検査)</small> 上ヶ砂配水場 <small>(原水が地下水；年4回検査)</small>	毎月 四半期		

(3) 水質管理の必要性等から行う項目

検査対象	水質検査項目等	検査箇所	検査頻度	実施形態	検査番号 (別表参照)
原水 処理水 浄水	浄水処理状況の確認のため検査①に併せて行う項目 アルカリ度，塩化物イオン，電離度， pH，色度，濁度，味（浄水のみ），残留塩素	上坪浄水場	毎日	職員	検査⑥
	水質基準項目13項目 浄水処理状況をパックテスト®により検査し，委託検査結果との比較及び確認をする。 カドミウム，鉛，六価クロム，硝酸態窒素， 亜硝酸態窒素，亜鉛，アルミニウム，鉄，銅， マンガン，カルシウム，マグネシウム，TOC		月2回		
浄水	検査②に併せて行う項目 水圧	多項目監視装置3箇所	常時	監視装置	検査⑦

## 5 水道水中の放射性物質への対応

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故に関連した水道水中の放射性物質への対応については、厚生労働省が示した最新のモニタリング方法及び検査法に基づき、引き続き検査を行います。

- (1) 那珂川を水源とする浄水については、毎月行います。  
(ひたちなか市市民生活部生活安全課所管，水道事業所が実施)
- (2) 地下水を水源とする浄水については、3箇月に1回(※)行います。

※東日本大震災時の検査開始より放射性物質が不検出であり、厚生労働省から3箇月連続して不検出な場合、検査回数を減ずることができる旨を示されているため。

## 6 臨時の水質検査

次のような問題が発生した場合は、水道法に基づく臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき。
- (2) 水源に異常があったとき。
- (3) 水源付近，給水区域及びその周辺等で消化器系感染症が流行しているとき。
- (4) 浄水処理の過程に異常があったとき。
- (5) 定期検査により水質の異常が判明したとき。
- (6) 配水管等の水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき。
- (7) その他特に必要があると認められたとき。

## 7 水質検査の方法

水質検査は、自己検査及び国の登録を受けた検査機関へ委託して行います。水質基準項目についての検査方法は「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」、水質管理目標設定項目及びその他の項目についての検査方法は厚生労働省水道課長通知，上水試験方法（公益社団法人日本水道協会）等に基づいて行います。委託による検査は、検査③～⑤です。

## 8 水質検査の測定精度と信頼性保証

### (1) 水質検査の精度

厚生労働省が定めた水質基準項目等に係る水質検査方法により、原則として基準値等の10分の1の濃度の定量分析ができ、定量下限値付近の測定における変動係数（CV）が無機物では10%以下、有機物では20%以下を確保した水質検査を行うよう指導します。

### (2) 信頼性保証

水質検査委託業者が受験する国及び茨城県が行う精度管理の評価試験について、その結果を受領し、水質検査の信頼性確保と保証について確認を行います。

## 9 水質検査計画及び水質検査結果の公表

水質検査計画及び水質検査結果については、ホームページや水道事業統計年報にその内容を掲載します。

ホームページアドレス

<https://www.city.hitachinaka.lg.jp/kurashi/jyogesuido/1004246/index.html>

### 10 水質検査結果の評価と水質検査計画の見直し

検査地点ごとに、各検査項目の検出濃度の最大値や平均値を水質基準値等と比較・評価し、基準値等を超過した場合や過去の値と著しく異なる場合は、迅速に再検査を実施するとともに、原因の究明及び対応策を講じます。また各検査項目の結果や社会的要請等を考慮し、状況に応じて水質検査計画の見直しを行います。

### 11 関係機関との連携

安全で良質な水道水を供給し続けるため、水源において水質汚染事故等が発生した場合は、関係機関との連絡により情報交換を図りながら、適切な対応を行い安全で良質な水道水を供給します。

水源	浄水場	連絡体制等（事務局等）
那珂川	上坪浄水場	<ul style="list-style-type: none"><li>・異常水質汚濁通報連絡要領による連絡体制 (関東地方水質汚濁対策連絡協議会)</li><li>・茨城県緊急水質事案対策要領による連絡体制 (茨城県生活環境部環境対策課)</li><li>・水質汚染相互連絡体制実施要領による那珂川水系 水質汚染相互連絡通報体制 (水戸保健所)</li><li>・那珂川水系水道事業者連絡協議会による連絡体制 (水戸市水道部)</li></ul>

#### 【本計画に関するご意見・問い合わせ先】

ひたちなか市水道事業所 工務課浄水場 水質係

〒312-0033 ひたちなか市市毛676-1

電話：029-272-6366

メール：[jyosuijyo@city.hitachinaka.lg.jp](mailto:jyosuijyo@city.hitachinaka.lg.jp)

**別表** 水質検査項目及び検査頻度

(1) 法令で検査が義務付けされている項目

検査① 浄水を対象とする水質検査【自己検査】

[検査箇所：上坪浄水場給水栓]

水質検査項目	基準値	検査頻度
色度	5度以下	毎日
濁度	2度以下	毎日
消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L以上	毎日

検査② 浄水を対象とする水質監視【監視装置】

[監視箇所：各配水系統の管末3地点]

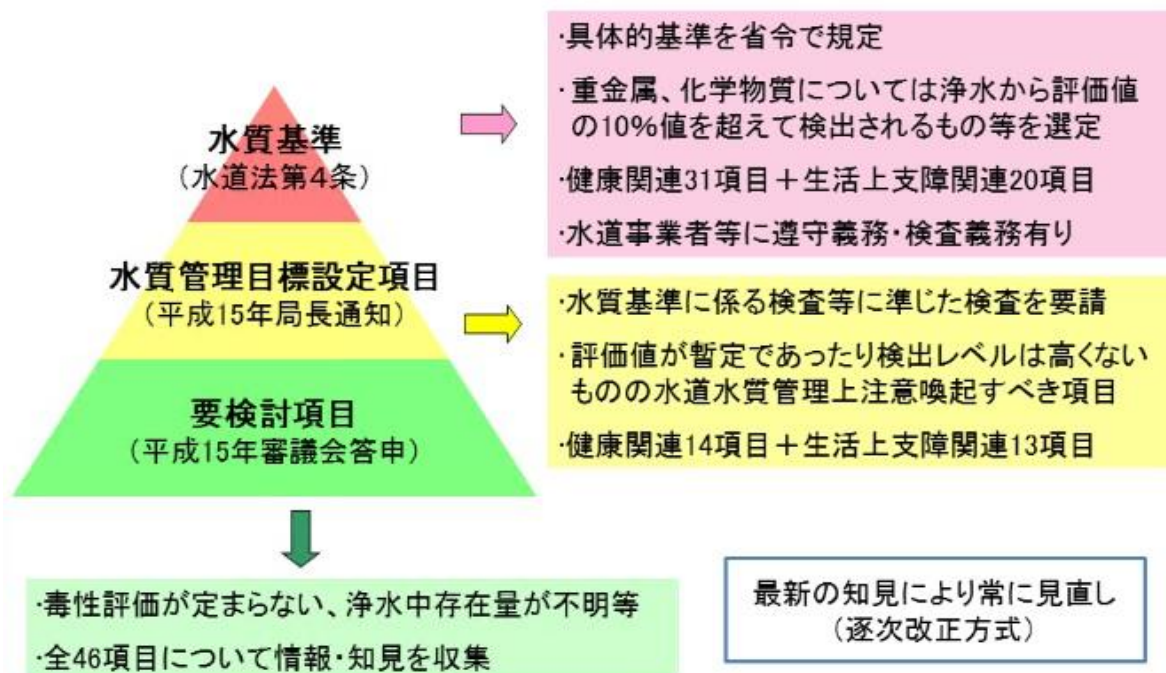
水質監視項目	基準値	監視頻度
色度	5度以下	常時
濁度	2度以下	常時
消毒の残留効果 (残留塩素)	0.1mg/L以上	常時

**水道水質基準について**

水道法第4条に基づく水質基準は、水質基準に関する省令（平成15年5月30日厚生労働省令第101号）により、定められています。

水道水は、水質基準に適合するものでなければならず、水道法により、水道事業者等に検査の義務が課されています。

水質基準以外にも、水質管理上留意すべき項目を水質管理目標設定項目、毒性評価が定まらない物質や、水道水中での検出実態が明らかでない項目を要検討項目と位置づけ、必要な情報・知見の収集に努めています。水道事業者は、水質基準項目等の検査について、水質検査計画を策定し、需要者に情報提供することとなっています。





検査③ 浄水を対象とする水質基準項目検査【委託検査】

[検査箇所：上坪浄水場給水栓，各配水系統の管末3箇所]

項目No.	水質検査項目	基準値 (mg/L)	過去 3年間 最高値 (mg/L)	法定 検査 頻度 (回/年)	法定 検査 省略 可否	市 検査 頻度 (回/年)	備考
基1	一般細菌	100個/ml	0	12	不可	12	病原生物 代替指標
基2	大腸菌	不検出	不検出	12	不可	12	
基3	カドミウム及びその化合物	0.003以下	0.0003未満	4	可※1	12	無機物 重金属
基4	水銀及びその化合物	0.0005以下	0.00005未満	4	可※1	12	
基5	セレン及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	可※1	12	
基6	鉛及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	可※1	12	
基7	ヒ素及びその化合物	0.01以下	0.001未満	4	可※1	12	
基8	六価クロム化合物	0.02以下	0.002未満	4	可※1	12	
基9	亜硝酸態窒素	0.04以下	0.004未満	4	可※1	12	
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01以下	0.001未満	4	不可※2	12	
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10以下	1.5	4	可※1	12	
基12	フッ素及びその化合物	0.8以下	0.1	4	可※1	12	
基13	ホウ素及びその化合物	1以下	0.1未満	4	可※1	12	一般 有機物
基14	四塩化炭素	0.002以下	0.0002未満	4	可※1	6	
基15	1,4-ジオキサン	0.05以下	0.005未満	4	可※1	6	
基16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04以下	0.004未満	4	可※1	6	
基17	ジクロロメタン	0.02以下	0.001未満	4	可※1	6	
基18	テトラクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	可※1	6	
基19	トリクロロエチレン	0.01以下	0.001未満	4	可※1	6	
基20	ベンゼン	0.01以下	0.001未満	4	可※1	6	
基21	塩素酸	0.6以下	0.18	4	不可※2	12	消毒副 生成物
基22	クロロ酢酸	0.02以下	0.002未満	4	不可※2	12	
基23	クロロホルム	0.06以下	0.015	4	不可※2	12	
基24	ジクロロ酢酸	0.03以下	0.009	4	不可※2	12	
基25	ジブロモクロロメタン	0.1以下	0.01未満	4	不可※2	12	
基26	臭素酸	0.01以下	0.001	4	不可※2	12	
基27	総トリハロメタン	0.1以下	0.034	4	不可※2	12	
基28	トリクロロ酢酸	0.03以下	0.015	4	不可※2	12	
基29	ブロモジクロロメタン	0.03以下	0.011	4	不可※2	12	
基30	ブロモホルム	0.09以下	0.009未満	4	不可※2	12	
基31	ホルムアルデヒド	0.08以下	0.008未満	4	不可※2	12	着色
基32	亜鉛及びその化合物	1以下	0.1未満	4	可※1	6	
基33	アルミニウム及びその化合物	0.2以下	0.15	4	可※1	6	
基34	鉄及びその化合物	0.3以下	0.03未満	4	可※1	6	
基35	銅及びその化合物	1以下	0.1未満	4	可※1	6	味
基36	ナトリウム及びその化合物	200以下	20.6	4	可※1	6	
基37	マンガン及びその化合物	0.05以下	0.005未満	4	可※1	6	着色
基38	塩化物イオン	200以下	20未満	12	不可	12	
基39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300以下	90	4	可※1	6	味
基40	蒸発残留物	500以下	210	4	可※1	6	
基41	陰イオン界面活性剤	0.2以下	0.02未満	4	可※1	6	発泡
基42	ジェオスミン	0.00001以下	0.000004	12	可※3	12	
基43	2-メチルイソボルネオール	0.00001以下	0.000004	12	可※3	12	カビ臭
基44	非イオン界面活性剤	0.02以下	0.005未満	4	可※1	6	
基45	フェノール類	0.005以下	0.0005未満	4	可※1	6	臭気
基46	有機物（TOCの量）	3以下	1.2	12	不可	12	
基47	pH値	5.8～8.6	8.3	12	不可	12	基礎的 性状
基48	味	異常でない	異常なし	12	不可	12	
基49	臭気	異常でない	異常なし	12	不可	12	
基50	色度	5度以下	1未満	12	不可	12	
基51	濁度	2度以下	0.2未満	12	不可	12	
-	残留塩素	0.1以上	-	毎日	不可	12	-
-	水温	-	-	-	-	12	-
-	アルカリ度	-	-	-	-	12	-
-	アンモニア態窒素	-	-	-	-	12	-

表中の法定検査省略可否における※印の説明は次のとおりです。ひたちなか市水道事業においては、水道水質が安全かつ良好であることの確認として法定頻度と同じかそれ以上の回数を行います。

- ※1 過去3年間における検査結果が基準値の5分の1以下であるときは1年間に1回以上、10分の1以下であるときは3年間に1回以上とすることができる項目です。
- ※2 法定検査頻度は1年間に4回です。
- ※3 過去の検査結果が基準値の2分の1を超えたことがなく、かつ、藻類の発生状況を勘案し、検査を行う必要がないことが明らかであると認められるときは省略可能な項目です。

(2) 通達等により検査が必要と判断した項目

検査④ 原水等を対象とする水質基準項目等検査【委託検査】

検査頻度：回/年

項目No.	水質検査項目	上坪 浄水場 着水井	深井戸 12井	上ヶ砂配水場	
				着水井	ろ過機 出口
基1	一般細菌	12	2	6	2
基2	大腸菌	12	2	6	2
基3	カドミウム及びその化合物	12	2	6	2
基4	水銀及びその化合物	12	2	6	2
基5	セレン及びその化合物	12	2	6	2
基6	鉛及びその化合物	12	2	6	2
基7	ヒ素及びその化合物	12	2	6	2
基8	六価クロム化合物	12	2	6	2
基9	亜硝酸態窒素	12	2	6	2
基10	シアン化物イオン及び塩化シアン	12	2	6	2
基11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	12	2	6	2
基12	フッ素及びその化合物	12	2	6	2
基13	ホウ素及びその化合物	12	2	6	2
基14	四塩化炭素	6	2	6	2
基15	1,4-ジオキサン	6	2	6	2
基16	シス及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	6	2	6	2
基17	ジクロロメタン	6	2	6	2
基18	テトラクロロエチレン	6	2	6	2
基19	トリクロロエチレン	6	2	6	2
基20	ベンゼン	6	2	6	2
基32	亜鉛及びその化合物	6	2	6	2
基33	アルミニウム及びその化合物	6	2	6	2
基34	鉄及びその化合物	6	2	6	2
基35	銅及びその化合物	6	2	6	2
基36	ナトリウム及びその化合物	6	2	6	2
基37	マンガン及びその化合物	6	2	6	2
基38	塩化物イオン	12	2	6	2
基39	カルシウム, マグネシウム等 (硬度)	6	2	6	2
基40	蒸発残留物	6	2	6	2
基41	陰イオン界面活性剤	6	2	6	2
基42	ジェオスミン	12	2	6	2
基43	2-メチルイソボルネオール	12	2	6	2
基44	非イオン界面活性剤	6	2	6	2
基45	フェノール類	6	2	6	2
基46	有機物 (TOCの量)	12	2	6	2
基47	pH値	12	2	6	2
基49	臭気	12	2	6	2
基50	色度	12	2	6	2
基51	濁度	12	2	6	2
-	水温	12	2	6	2
-	アルカリ度	12	2	6	2
-	アンモニア態窒素	12	2	6	2
-	全リン	2	2	-	-

検査⑤ 原水等及び浄水を対象とする水質管理目標設定項目等検査【委託検査】

検査頻度：回/年

項目 No.	水質検査項目	目標値 (mg/L)	【原水等】				【浄水】	
			上坪浄水場 着水井	深井戸12井	上ヶ砂配水場 着水井	上ヶ砂配水場 ろ過機出口	上坪浄水場 給水栓	管末3箇所
目1	アンチモン及びその化合物	0.02以下	2	2	—	2	2	2
目2	ウラン及びその化合物	0.002以下 (暫定値)	2	2	—	2	2	2
目3	ニッケル及びその化合物	0.02以下	2	2	—	2	2	2
目5	1,2-ジクロロエタン	0.004以下	2	2	—	2	2	2
目8	トルエン	0.4以下	2	2	—	2	2	2
目9	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08以下	2	2	—	2	2	2
目13	ジクロロアセトニトリル	0.01以下 (暫定値)	—	—	—	2	2	2
目14	抱水クロラール	0.02以下 (暫定値)	—	—	—	2	2	2
目15	農薬類 (除草剤、殺虫剤及び殺菌剤)	1以下 ※	1	—	1	—	—	1
目19	遊離炭酸	20以下	2	2	—	2	2	2
目20	1, 1, 1-トリクロロエ タン	0.3以下	2	2	—	2	2	2
目21	メチル-t-ブチルエーテ ル	0.02以下	2	2	—	2	2	2
目22	有機物等 (KMnO4消費量)	3以下	—	—	—	2	2	2
目23	臭気強度 (TON)	3 TON以下	2	2	—	2	2	2
目27	腐食性 (ランゲリア指数)	-1から0 (単位無)	—	—	—	2	2	2
目28	従属栄養細菌	集落数 2000以下/mL (暫定値)	2	2	—	2	2	2
目29	1, 1-ジクロロエチレン	0.1以下	2	2	—	2	2	2
目31	ペルフルオロオクタンスルホ ン酸及びペルフルオロオクタ ン酸	量の和として 0.0005以下 (暫定値)	1	—	1	—	—	1
通達	原虫2種 ・クリプトスポリジウム ・ジアルジア	—	4	—	4	—	—	—
	指標菌2種 ・大腸菌 ・嫌気性芽胞菌	—	12	—	12	—	—	—
	放射性ヨウ素及び 放射性セシウム	—	—	—	—	4	12	—

摘要

- ・目標値は浄水を対象とした値です。
- ・項目No.の目4, 目6, 目7及び目11は厚生労働省が項目を除外したため、欠番となります。
- ・項目No.の目10, 目12は、浄水処理工程に二酸化塩素を使用していないため検査を行いません。
- ・項目No.の目15農薬類は115種類の農薬について検査を行います。  
同項目の目標値※は各農薬の検出値と目標値の比の総和であり単位はありません。
- ・項目No.の目16～目18, 目24～目26, 目30は水質基準項目等として毎月検査しているため検査を行いません。

(3) 水質管理の必要性から行う項目

検査⑥ 浄水処理等に有用な水質検査【自己検査】

[検査箇所：上坪浄水場水質試験室]

水質検査項目	検査頻度			
	原水	処理水	ろ過水 (※)	浄水
味	—	—	—	毎日
色 度	毎日	毎日	毎日	検査①にて実施
濁 度	毎日	毎日	毎日	検査①にて実施
臭 気	毎日	毎日	毎日	毎日
pH値	毎日	毎日	毎日	毎日
塩化物イオン	毎日	毎日	毎日	毎日
アルカリ度	毎日	毎日	毎日	毎日
導電率	毎日	毎日	毎日	毎日

※ろ過水の測定は、処理水の測定後30分程度経過してから行う。

◆以下の項目は、パケットテスト®を用いて実施する。

水質検査項目	検査頻度			
	原水 (※)	処理水	ろ過水	浄水 (※)
カドミウム	—	月2回	月2回	—
鉛	—	月2回	月2回	—
六価クロム	—	月2回	月2回	—
硝酸態窒素	—	月2回	月2回	—
亜硝酸態窒素	—	月2回	月2回	—
亜鉛	—	月2回	月2回	—
アルミニウム	—	月2回	月2回	—
鉄	—	月2回	月2回	—
銅	—	月2回	月2回	—
マンガン	—	月2回	月2回	—
カルシウム	—	月2回	月2回	—
マグネシウム	—	月2回	月2回	—
TOC	—	月2回	月2回	—

※処理水又はろ過水のパケットテストで異常を疑うものが検出された場合は、

原水及び浄水のパケットテストを実施する。

検査⑦ 浄水を対象とする水質監視【監視装置】

[監視箇所：各配水系統の管末3地点]

水質監視項目	基準値	監視頻度
水 圧	150kPa以上	常時